

新潟県条例第36号

新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第3</b> （第4条関係）		<b>別表第3</b> （第4条関係）	
療養の種類	料金の算定方法	療養の種類	料金の算定方法
(略)		(略)	
5 (略)	(略)	5 (略)	(略)
<b>6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に係る療養</b>	<b>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した金額</b>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。